

第 1 1 次鳥取市総合計画

基本構想

(素案)

目 次

第1編 基本構想

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第2章 計画の役割、構成と期間等.....	1
1 計画の役割.....	1
2 計画の構成と期間.....	2
3 計画の進行管理.....	2
第3章 人口と財政の長期的な見通し.....	3
1 人口・世帯数の見通し.....	3
2 年齢階層別人口の見通し.....	4
3 財政の見通し.....	5
第4章 時代の潮流とまちづくりの課題.....	6
1 人口減少、少子化の進展.....	6
2 超高齢社会の到来.....	7
3 求められる地域共生社会の実現.....	3
4 命と暮らしを守る意識・関心の高まり.....	3
5 期待される地域経済の成長と社会変化への対応.....	3
6 交流と連携の活発化.....	9
7 豊かな自然を活かした持続可能な社会の構築.....	9
8 多様化・高度化する自治体経営.....	9
9 市民アンケート調査結果.....	10
(1) 鳥取市がめざすべき将来の都市像について.....	10
(2) 優先すべき施策について.....	11
第5章 まちづくりの方向.....	12
第1節 基本的な考え方.....	12
(1) 「ひと」を大切にするまちづくり.....	12
(2) 「鳥取市らしさ」を大切にするまちづくり.....	12
(2) 「市民一人ひとり」によるまちづくり.....	12
第2節 まちづくりの理念.....	13
第3節 めざす将来像.....	13

第4節 計画推進における基本方針.....	13
基本方針1 多様化する市民ニーズへ対応するための 協働・連携体制の強化.....	13
基本方針2 時代の変化に即応できる組織体制の構築環境 にやさしいまちづくり.....	13
基本方針3 将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立.....	14
基本方針4 自治体間の広域的な連携の推進.....	14
第5節 まちづくりの目標.....	14
1 誰もが自分らしく暮らし続けることができる、 持続可能な地域共生のまち.....	14
政策1 未来を創る人材を育むまちづくり.....	14
政策2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが できるまちづくり.....	14
政策3 健康でいきいきと暮らせるまちづくり.....	14
政策4 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり.....	14
2 人が行きかい、にぎわいあふれるまち.....	15
政策1 ビジネス環境の変化を踏まえた生産性の高い 活力あふれるまちづくり.....	15
政策2 人が集う交流と連携のまちづくり.....	15
政策3 文化芸術の薫りあふれるまちづくり.....	15
政策4 快適で暮らしやすい生活環境づくり.....	15
3 豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち.....	15
政策1 安全・安心に暮らせるまちづくり.....	15
政策2 環境にやさしいまちづくり.....	15
第6節 第11次鳥取市総合計画の体系.....	16
第7節 第11次鳥取市総合計画と鳥取市創生総合戦略.....	17
第6章 都市のすがた.....	18

第1編 基本構想

第1章 計画策定の趣旨

本市は、平成30年4月、山陰東部圏域の発展の核となる中核市¹へ移行するとともに「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏²」を形成し、その中心市として、圏域全体の活性化と持続的発展に向けた取組みを進めています。

しかしながら、時代の潮流は、人口減少や急速な少子高齢化の進展による社会構造の変化、新型コロナウイルス感染症の発生を契機とした新たな経済・社会状態への変化、大規模な災害の頻発等に伴う命や暮らしを守る意識や関心の高まりなど、大きな変革期を迎えています。

こうした中、本市が持続的に発展していくためには、これらの社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、SDGs³やSociety 5.0⁴など新たな視点を取り入れることが重要で、さらに多様化・高度化する行政需要に対応できる経営基盤を強化し、市民等⁵の参画と協働を一層高めながら、圏域全体で未来へと発展するまちづくりを進めていくことが重要です。

これらの状況を踏まえ、多くの市民から意見や提案をいただきながら、自信と誇り、夢と希望に満ちた明るい未来を切り拓く「第11次鳥取市総合計画」を策定します。

第2章 計画の役割、構成と期間等

1 計画の役割

この計画は、「鳥取市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るため策定するものです。

令和12年度までの長期展望に立って、市勢振興の基本的方向を示すとともに、本市のめざす将来の都市像を明らかにするものであり、具体的には次のような役割を担うものです。

- (1) 市民等においては、市民が主役となるまちづくりの方向性を明らかにしたものです。
- (2) 鳥取市においては、長期的な市政運営のめざす目標を明らかにし、市民とともに主

¹ 中核市：都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の1つ。市に都道府県の事務権限を移譲する制度で、中核市には、政令指定都市に準じた事務が移譲される。

² 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏：平成30年4月に鳥取県東部1市4町、兵庫県新温泉町とで形成し、令和2年度に香美町が加入した。圏域における地方創生の一環の拡充・発展を図り、圏域全体の活性化・持続的発展を目指して取組みを進めている。

³ SDGs：Sustainable Development Goalsの略。2015（H27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（H28）年から2030（R12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

⁴ Society 5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）をいう。

⁵ 市民等：市内に在住する人、市内で働きまたは学ぶ人、市内において事業または活動を行う団体。

体的かつ計画的にまちづくりに取り組む上での指針となるものです。

- (3) 国、県、連携町等に対しては、計画の実現に向けた連携やそれぞれの役割を明確にする上で本市の施策を明らかにするものです。

2 計画の構成と期間

この計画は、次のとおり「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

- (1) 基本構想・・・10年間（令和3年度～令和12年度）

基本構想は、本市のめざす将来像とその実現に向けた「まちづくりの目標」を明らかにしたものです。また、主な指標として、人口と財政の長期的な見通しを示します。

- (2) 基本計画・・・5年間（令和3年度～令和7年度）

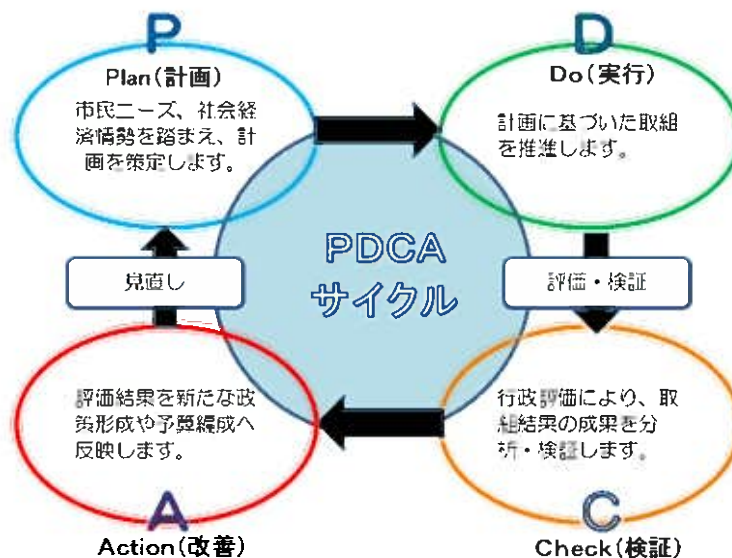
基本計画は、基本構想を実現するために令和7年度までの5年間に取組む施策と指標（目標）を明らかにします。また、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「第2期鳥取市創生総合戦略」（令和3年度～令和7年度）を、総合計画の「重点施策」と位置付け、一体的に推進します。

- (3) 実施計画・・・基本計画の期間内で3年以内（毎年度見直し）

実施計画は、基本計画で示された施策に基づき、向こう最大3年間に実施する具体的な事業を明らかにします。

3 計画の進行管理

「まちづくりの目標」の実現に向け、戦略的に施策等を展開するため、PDCAサイクル⁹により成果を重視した進行管理を行います。



⁹ PDCAサイクル：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（検証）、ACTION（改善）の4つのステップを一つのプロセスとしてとらえ組織を運営していくことで、継続的な改善を図るマネジメントの考え方。

第3章 人口と財政の長期的な見通し

令和12年度までの10年間に於ける本市の人口と財政に関する見通しは次のとおりです。

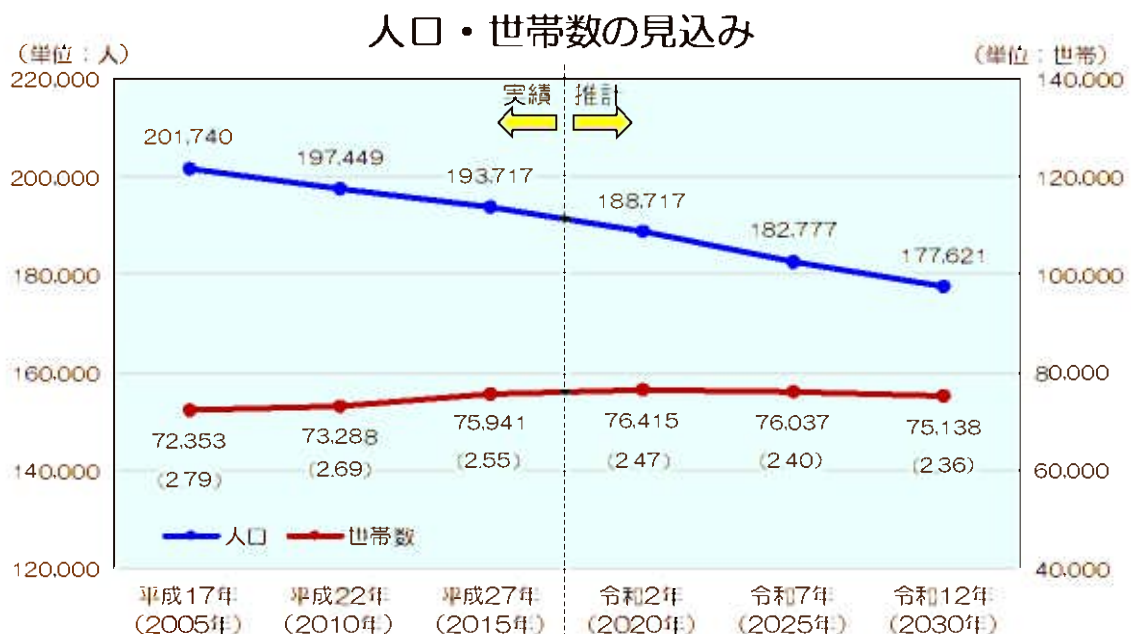
1 人口・世帯数の見通し

我が国の人口は、平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計⁷(出生率・死亡率を中位に仮定した場合)では、令和42年(2060年)には9,284万人に落ち込み、その後も減少が続くと見込まれています。

本市の人口もまた、少子化や生産年齢人口(15歳～64歳)の転出超過、あるいは高齢者人口の増加に伴う死亡数の増加等から、平成17年(2005年)の国勢調査人口20万1,740人をピークに減少傾向となっています。

「鳥取市人口ビジョン(令和3年3月改訂)」⁸の人口の将来展望では、令和7年(2025年)には18万2,777人、令和12年(2030年)には17万7,621人に減少すると見込んでいます。

また、世帯数は、過去の推移から令和7年には7万6,037世帯、1世帯あたりの世帯人員は2.40人程度になると予測され、今後もさらに核家族化が進み、特にひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加すると見込まれます。



資料：平成17年～平成27年の国勢調査、令和2年以降は「鳥取市人口ビジョン」の人口等の将来展望。
 ※ () は1世帯あたりの構成員数。

⁷ 国立社会保障・人口問題研究所の推計：人口や世帯の動向、社会保障政策や制度の研究を行っている、厚生労働省に所属する国立の研究機関が示した日本の将来推計人口(平成29年推計)。

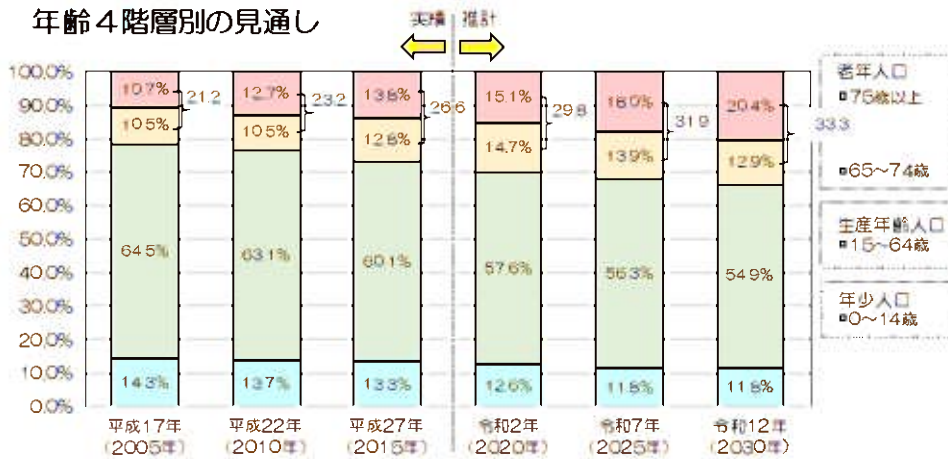
⁸ 鳥取市人口ビジョン：本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。(令和3年3月改訂)

2 年齢階層別人口割合の見通し

年齢階層別の人口では、平成27年（2015年）に26.6%であった本市の老年人口（65歳以上）の割合は、令和12年（2030年）には6.7%上がり33.3%となり、高齢化が一層進展すると見込まれます。このうち医療や介護が必要となるリスクが高まる75歳以上人口は、令和7年（2025年）に団塊の世代が全て75歳以上に到達することで大幅に増加すると見込まれます。

一方、平成27年（2015年）に13.3%であった本市の年少人口（0歳～14歳）の割合は、令和12年（2030年）には1.5%下がり11.8%となると予測され、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は、平成27年（2015年）に60.1%であったものが、令和12年（2030年）に5.2%下がり54.9%となり、働く世代の人口構成に占める割合が減少することが見込まれます。

年齢4階層別の見通し



年代	平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
65歳以上	42,651	21.2	45,778	23.2	51,547	26.6
75歳以上	21,511	10.7	25,013	12.7	26,814	13.8
65~74歳	21,140	10.5	20,765	10.5	24,733	12.8
15~64歳	130,141	64.5	124,586	63.1	116,397	60.1
0~14歳	28,948	14.3	27,085	13.7	25,773	13.3
計	201,740	100.0	197,449	100.0	193,717	100.0

年代	令和2年 (2020年)		令和7年 (2025年)		令和12年 (2030年)	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
65歳以上	56,205	29.8	58,316	31.9	59,034	33.2
75歳以上	28,526	15.1	32,910	18.0	36,149	20.4
65~74歳	27,679	14.7	25,406	13.9	22,885	12.9
15~64歳	108,809	57.6	102,820	56.3	97,649	54.9
0~14歳	23,703	12.6	21,641	11.8	20,938	11.8
計	188,717	100.0	182,777	100.0	177,621	100.0

資料：平成17年～平成27年は国勢調査（年齢不詳人口を按分）、令和2年以降は「鳥取市人口ビジョン」の人口の将来展望。

3 財政の見通し

作成中

第4章 時代の潮流とまちづくりの課題

わたしたちを取り巻く時代の潮流で本市に関わりがあるもの、そして総合計画策定の背景として認識すべきものとしては、次のようなことが考えられます。

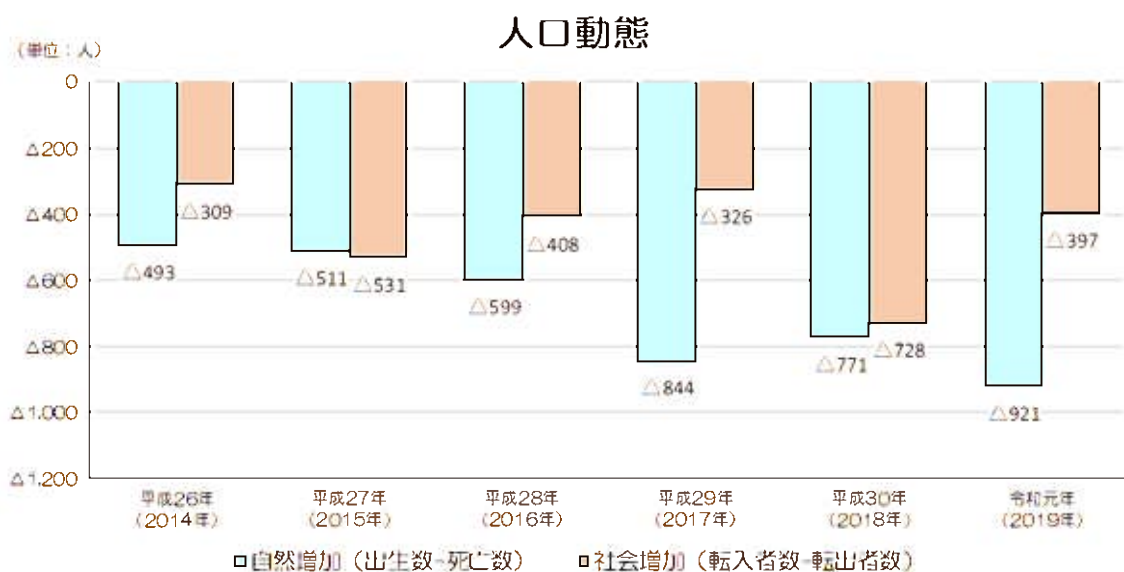
1 人口減少、少子化の進展

我が国の人口は、地方圏を中心に減少が続いていますが、令和12年(2030年)から令和17年(2035年)の間に、すべての都道府県で人口が減り始め、令和27年(2045年)には7割の市区町村で平成27年(2015年)に比べ、人口が2割以上減少すると推計されています。

また、出生数は、第2次ベビーブームの昭和48年(1973年)に約209万人を記録して以降減少傾向にあり、平成28年(2016年)以降、年間100万人を下回っています。この世代が20歳代となる令和22年(2040年)頃には、社会の支え手となる生産年齢人口がさらに減少し、社会の活力の維持が問題となります。

本市においても、就職や進学による若者の大都市圏への流出が、人口減少や少子化の進展に拍車をかけており、引き継がれてきた文化・技術の継承をはじめ、空き家・空き店舗の増大、公共交通の確保など生活機能や地域コミュニティ⁹の維持等、社会の活力低下が懸念されます。

これらを踏まえ、人口減少、少子化を前提とした地域社会のあり方を検討し、若者が「住み続けたい」、「住んでみたい」と思う魅力あるまちづくりや、子どもを安心して産み育てやすい環境づくり、郷土愛の醸成や教育の充実など未来を担う人材の育成、高齢者や女性など幅広い人材が活躍できるまちづくりなどを進め、人口が減少しても持続的で活力のある、すべてのひとが暮らしやすいまちをつくっていくことが必要です。



資料：鳥取県人口移動調査(年報)(鳥取県公表)

⁹ 地域コミュニティ：地域または共同体意識を基盤としたつながりのもとで自立的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うもの。

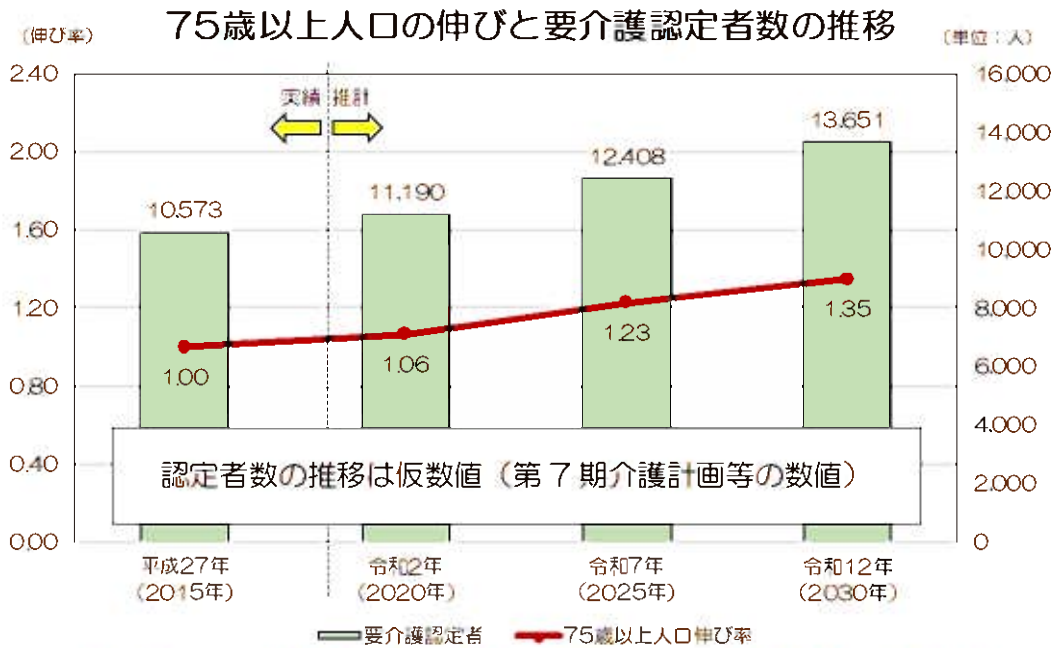
2 超高齢社会¹⁰ の到来

我が国の65歳以上人口の割合は年々上昇しており、昭和45年（1970年）に7%を、平成6年（1994年）に14%を超え、令和元年（2019年）には28.4%となっています。

また、令和7年（2025年）には、団塊の世代¹¹（出生数260～270万人/年）が全て75歳以上の後期高齢者に到達し、また令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代¹²（出生数200～210万人）が65歳以上に到達することから、65歳以上人口がピークに達するなど、医療や介護に係る社会保障費も増大することが見込まれます。

本市においても、医療や介護を必要とする高齢者が今後さらに増加するとともに、核家族化の進展や平均寿命の延伸に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加することが見込まれます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸や、医療や介護、生活支援などの包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の充実・強化に向けた取組みが必要です。



¹⁰ 超高齢社会：一般的に、65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれている。

¹¹ 団塊の世代：一般的に、昭和22～24年（1947～49年）生まれの大きな人口の隆起を指す。

¹² 団塊ジュニア世代：一般的に、昭和46～49年（1971～74年）生まれの大きな人口の隆起を指す。

3 求められる地域共生社会の実現

全国的に、社会的孤立、ひきこもり、生活困窮、8050問題¹³など、個人や世帯の抱える生活課題は複雑化し、さらに外国人住民の増加に伴う社会的ニーズの多様化も予想される中、地域コミュニティのつながりの希薄化や担い手不足など、地域で理解しあい、支え合う体制が弱体化するなど、住民のニーズやまちづくりの課題は複雑かつ多様化しています。

本市においても、人格と個性を尊重し合いながら、行政、地域、関係機関などの多様な主体が参加、協働し、様々な生活課題やまちづくりの課題に対応した取組を推進することが求められています。

複雑化・多様化する地域課題への取組を進め、誰もが住み慣れた地域で、共に助け合い、支え合いながら、生きがいを持ち、いつまでも安心して暮らせる地域共生社会づくりが必要です。

4 命と暮らしを守る意識・関心の高まり

日本各地で地震や台風、酷暑や記録的な短時間での豪雨など、大規模な自然災害が頻発しています。また、新型コロナウイルス感染症など未知の感染症への対応を迫られる一方で、特殊詐欺やストーカー被害など、日常生活の安全・安心を脅かす事象・事件が後を絶ちません。

本市では、減災や犯罪の未然防止、感染症対応をはじめ、行政による支援（公助）はもとより、「自らの身は自ら守る（自助）」、「私たちのまちはみんなで守る（共助）」の共通認識により、市民や地域、各関係機関が連携して、災害や犯罪から自らの生命と財産を守る地域づくりを進めています。さまざまなリスクに対する危機管理体制の一層の充実・強化を図ることが求められています。

このため、危機事象に機敏に対応できる、安全・安心に暮らせるまちづくりが必要です。

5 期待される地域経済の成長と経済・社会変化への対応

生産年齢人口の減少により、人手不足や後継者確保の困難化が全国的に深刻化し、地域の経済活動の制約となる恐れが懸念されます。また、未知の感染症が、私たちの生活様式や社会の仕組みを一変させつつあることを踏まえて、今後も想定外の事態が生じた場合に、柔軟かつ大胆な対応が必要となります。

本市においては、成長分野の産業育成や地域に必要な人材の育成、多様で柔軟な働き方への転換等を進めるとともに、直面する大きな課題である雇用の維持や事業の継続、市民生活の下支えに取り組んでいるところですが、刻々と変化する社会・経済情勢に対し迅速かつ的確に対応することが、これまで以上に求められています。

今後も国や県の動向、国内外の経済・社会情勢を踏まえながら、本市の持続的な経済成長を実現させるため、経済・社会の変化に的確に対応していくことが必要です。

¹³ 8050問題：高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯の生活上の問題。

6 交流と連携の活発化

交通ネットワークやICT¹⁴の利便性が向上するなか、SNS¹⁵などによる情報交換・交流をもとに現地を訪問・観光するなど、ライフスタイルが多様化するとともに、訪日外国人が歴史・文化の体験・交流等を求めて地方都市へ来訪する機会が増大するなど、外国人が身近にいる状況が日常的になりつつあります。また、近年は、「関係人口」として地方・地域に関わるなかで住民との理解を深め、地域の課題解決に貢献する等の新たな取組みが注目され、将来的な地方移住の裾野の拡大が期待されています。

このような中、本市においては、鳥取砂丘コナン空港発着の「鳥取ー東京」間の1日5便運航や鳥取自動車道、山陰自動車道、山陰近畿自動車道など高速道路ネットワークの整備が進み、また自然や歴史、文化など魅力ある地域資源の戦略的な情報発信等により、交流と連携が拡大・充実する機会を迎えています。

一方、未知の感染症の拡大防止の観点から、国内外の往来が制限される中、これらの動きを停滞させず持続的発展につなげていくためにも、社会の変化に的確に対応しながら、国内外の人々との多様な形での交流や関係づくりを進めることが必要です。

7 豊かな自然をいかした持続可能な社会の構築

国は、持続可能な社会の姿の一つとして「地域循環共生圏」¹⁶の創造を掲げ、各地域の美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指しています。

本市においても豊かな自然や再生可能エネルギー導入などの資源を活かしつつ、安全で安心な暮らしを将来に引き継ぐために、環境負荷の低減と、限りある資源を有効に活用する持続可能な社会を構築していくことが必要です。

8 多様化・高度化する自治体経営

国と地方の関係が見直され、また社会情勢が大きく変化していく中で、市町村は住民に最も身近な行政として、これまで以上に自主性と自立性を高めるとともに、行政のデジタル化など住民の利便性の向上と簡素で効率的な行政運営を行うことが求められています。

一方、地方の財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収等減少や高齢化の進展による社会保障経費の増大など、今後さらに厳しさを増すことが予想され、加えて、人口急増期に整備してきた公共施設（道路・橋りょう・上下水道等といったインフラや学校・福祉施設等の公共建築物）の老朽化が進行するとともに、更新時期が一斉かつ大量に到来します。

本市においても行政改革と強固な財政基盤の構築に取り組むとともに、県、連携町等で連

¹⁴ ICT：information and communication technology の略。情報・通信に関連する技術の総称。

¹⁵ SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。Facebook（フェイスブック）やLINE（ライン）など、社会的ネットワークが構築できるサービスやウェブサイト。

¹⁶ 地域循環共生圏：国が2018年（平成30年）に閣議決定した第五次環境基本計画で提唱。各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う考え方。

携し、住民サービスを維持するなど、多様化・高度化する行政需要に対応していく自治体経営が必要です。

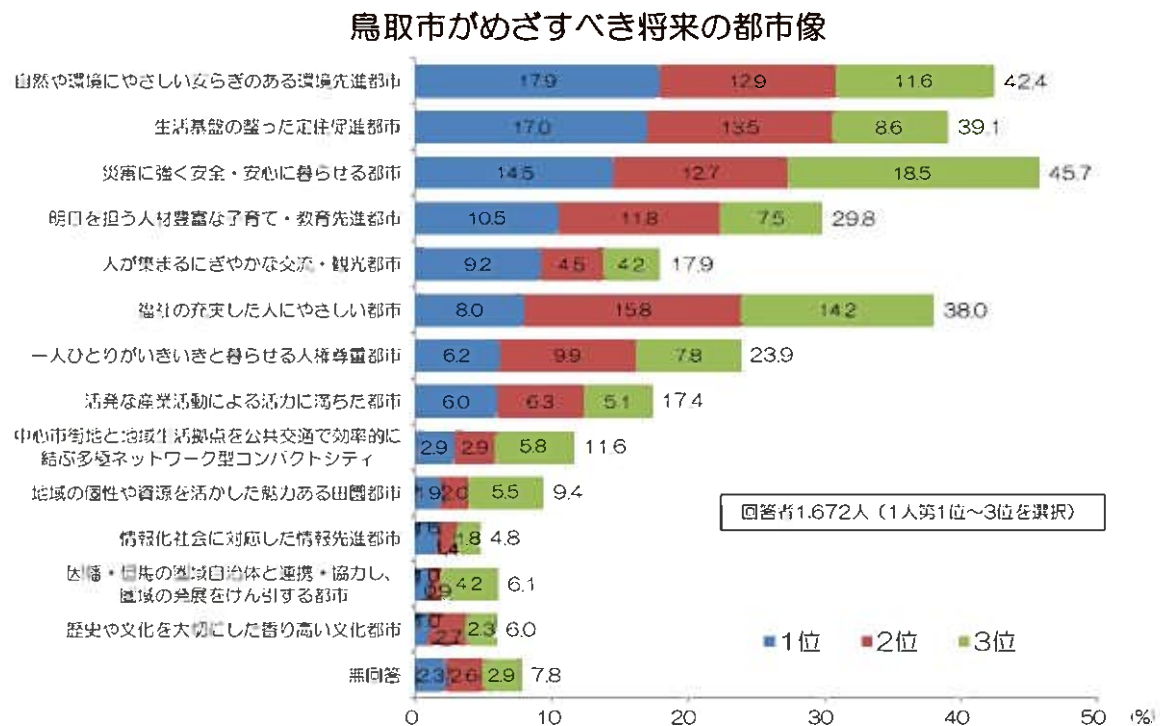
9 市民アンケート調査結果

令和元年度に「鳥取市民アンケート調査¹⁷⁾」を行いました。調査結果からみた「鳥取市がめざすべき将来の都市像」、「優先すべき施策」は次のとおりとなっています。

(1) 鳥取市がめざすべき将来の都市像について

「鳥取市がめざすべき将来の都市像」のうち、第1位に選ばれた上位3項目は、以下のとおりです。

第1位 自然や環境にやさしい安らぎのある環境先進都市	17.9%	(前回第2位 15.0%)
第2位 生活基盤の整った定住促進都市	17.0%	(前回第1位 15.6%)
第3位 災害に強く安全・安心に暮らせる都市	14.5%	(前回第3位 12.4%)



¹⁷⁾ 鳥取市民アンケート調査:本市の住民登録者の中から無作為抽出した15歳以上の男女4,000人を対象に郵送で実施。有効回収数は1,672件、有効回収率は41.8%。

「鳥取市がめざすべき将来の都市像」のうち、第1位から第3位を合計した上位3項目は、以下のとおりです。

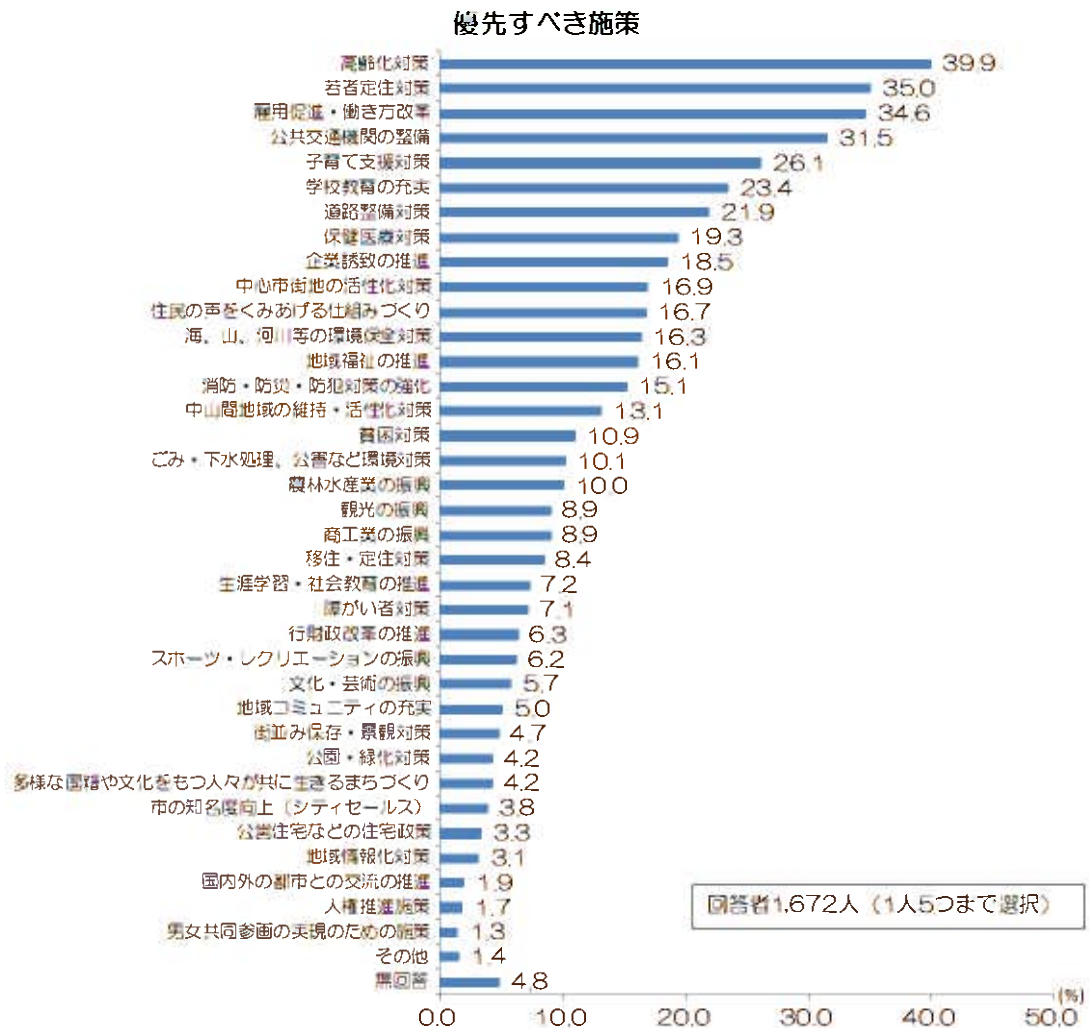
第1位 災害に強く安全・安心に暮らせる都市	45.7%	(前回第2位 38.3%)
第2位 自然や環境にやさしい安らぎのある環境先進都市	42.4%	(前回第4位 36.7%)
第3位 生活基盤の整った定住促進都市	39.1%	(前回第3位 36.9%)

平成27年度に実施した鳥取市民アンケート調査の結果と比較すると、「災害に強く安全・安心に暮らせる都市」をめざすべきと考える人の割合が増加しています。

(2) 優先すべき施策について

「優先すべき施策」の上位3項目は、以下のとおりです。

第1位 高齢化対策	39.9%	(前回第2位 37.4%)
第2位 若者定住対策	35.0%	(前回第3位 33.4%)
第3位 雇用促進・働き方改革	34.6%	(前回第1位 39.9%)



第5章 まちづくりの方向

第1節 基本的な考え方

まちづくりを進めるにあたって、基本的な考え方を次のように定めます。

1 「ひと」を大切にすまちづくり

まちは、市民が生活し活動する空間です。まちづくりの目標は、そこに住み、活動する市民一人ひとりにとって、豊かで、うるおいや活気があり、安全で、住み良いまちをつくることにあります。

本市においては、これまでも「ひと」を原点に据えたまちづくりを進めてきましたが、人口が減少しても活力あるまちづくりを進めていくためには、これまで以上に「ひと」を大切にすまちづくりが重要となります。

このため、子育て、教育、福祉、文化・芸術等の施策の充実を図ることはもとより、産業振興や都市基盤の整備等あらゆる分野において、「ひと」を大切にすまちづくりや誰もがいきいきと暮らせる環境づくりをめざします。

2 「鳥取市らしさ」を大切にすまちづくり

本市は、鳥取砂丘や世界に認められた山陰海岸ジオパークをはじめとする「豊かな自然」、その豊かな自然が育んだ「多彩な四季の味覚」、多くの先人が築き上げてきた「歴史・伝統・文化」、心豊かな暮らしを実現できる「ゆとりある生活環境」など、他にはない魅力ある地域資源をもったまちです。

これらの資源は市民全体の誇りであり、自立した地域づくりを進める中で、さらに市民が夢と希望をもてる魅力的なまちをつくるためにも、磨き上げていかなければならないものです。

このため、これらの資源を大切にすこと、すなわち「鳥取市らしさ」を大切にし、本市で暮らす人にとっても、また本市を訪れる人にとっても魅力的なまちとしていくことをめざします。

3 「市民一人ひとり」によるまちづくり

まちづくりの原点が市民であるのと同じように、まちづくりの主役は市民一人ひとりです。市民と行政の適切な役割分担のもと、連携・協力し、市民一人ひとりの郷土を愛する心と市民相互の思いやりに支えられた参画と協働のまちづくりをめざします。

第2節 まちづくりの理念

先に述べたまちづくりに対する基本的な考え方を踏まえ、まちづくりの理念を次のように定めます。

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

山陰東部圏域の中核市として、水と緑に恵まれた豊かな自然や歴史、文化、地域の発展を支えてきた産業を次の世代にしっかりと継承し、本市を飛躍・発展させるまちづくりを進めます。

第3節 めざす将来像

まちづくりの理念に基づいて、本市がめざす将来像を次のように定めます。

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、

自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

豊かな自然とまちが共存する多彩な地域で、多様なライフスタイルをかなえることができ、安全で安心な暮らしの中で自信と誇り・夢と希望に満ちた生活を送れるまちをめざします。

第4節 計画推進における基本方針

社会経済情勢とともに変化する地域の諸課題に主体的に対応し、本市がめざす将来像の実現に向け、自立した市政運営を図るための計画推進の基礎となる基本方針を次のように定めます。

基本方針1：多様化する市民ニーズへ対応するための協働・連携体制の強化

市民や企業等と役割を分担し、地域をともに支えるための協力体制を築いていくことで、より市民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供をめざします。

基本方針2：時代の変化に即応できる組織体制の構築

積極的に課題解決に挑む職員を育成するとともに、その能力を発揮できる組織体制の構築や内部統制によるリスクの低減、AI¹⁸・RPA¹⁹等の活用による効率的な業務の推進を図ります。

¹⁸ AI：Artificial Intelligenceの略で人工知能のこと。

¹⁹ RPA：Robotic Process Automationの略でソフトウェア・ロボットによる業務の自動化

基本方針3：将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立

税収等を増やすための戦略的な取組みを進めるほか、市有財産の活用や売却、新たな財源の創出など徹底した歳入確保に努めるとともに、既存事業の見直しや公共施設の再配置等の推進により歳出の削減を目指します。

基本方針4：自治体間の広域的な連携の推進

県内自治体との連携はもとより、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」など県境を越えたさまざまな広域連携の取組みを進めることで、圏域全体の持続的発展と魅力向上を図ります。

第5節 まちづくりの目標

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を実現するため、「まちづくりの目標」を次のとおり定めます。

1 誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち**政策1：未来を創る人材を育むまちづくり**

安心して子どもを産み育てたいという希望がかなえられるよう、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援を行い、子育てしやすいまちづくりを進めます。また、教育の充実を図り、人間性豊かで思いやりがあり、郷土を大切にする、次代を担うたくましい人材を育成します。

政策2：住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく、いつまでも生きがいを持ちながら、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

政策3：健康でいきいきと暮らせるまちづくり

市民一人ひとりのライフステージにおけるスポーツやレクリエーション、生活習慣病予防など、健康寿命の延伸に向けた取組みを進めます。また、心と体の健康を守る取組みなど、市民の健康の保持増進に努めます。

政策4：人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合う心を醸成し、共に支え合う社会の実現に向けた取組みを進めます。

2 人が行きかい、にぎわいあふれるまち

政策1：ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり

地元企業への支援や成長産業などの企業誘致により、地域産業の競争力の強化と労働生産性の向上による地域経済の活性化を図ります。また、人材の育成・確保の推進、新規創業・就農等の充実を図り、地域の特性を生かした産業の高度化を進めます。

政策2：人が集う交流と連携のまちづくり

地域資源の魅力を最大限に生かし、国内外への知名度を高め、観光客をはじめ多くの方が訪れ、また若者や移住希望者、外国人が住んでみたいと思えるまちづくりを進めます。また、自治体間での連携を図り、相互の発展を目指します。

政策3：文化芸術の薫りあふれるまちづくり

市民が文化芸術を身近に親しみ、伝統芸能や伝統文化を保存・継承し、文化芸術の発展と創造、また、郷土の誇りである文化財の保護と活用により魅力ある鳥取文化を次代に継承します。

政策4：快適で暮らしやすい生活環境づくり

公園や住宅、道路、上下水道等の生活基盤を整備するとともに、都市機能が集積した中心市街地の活性化と、生活拠点を中心とした魅力ある中山間地域の振興を図ります。また、公共交通を確保するとともに、地域情報化を推進します。

3 豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち

政策1：安全・安心に暮らせるまちづくり

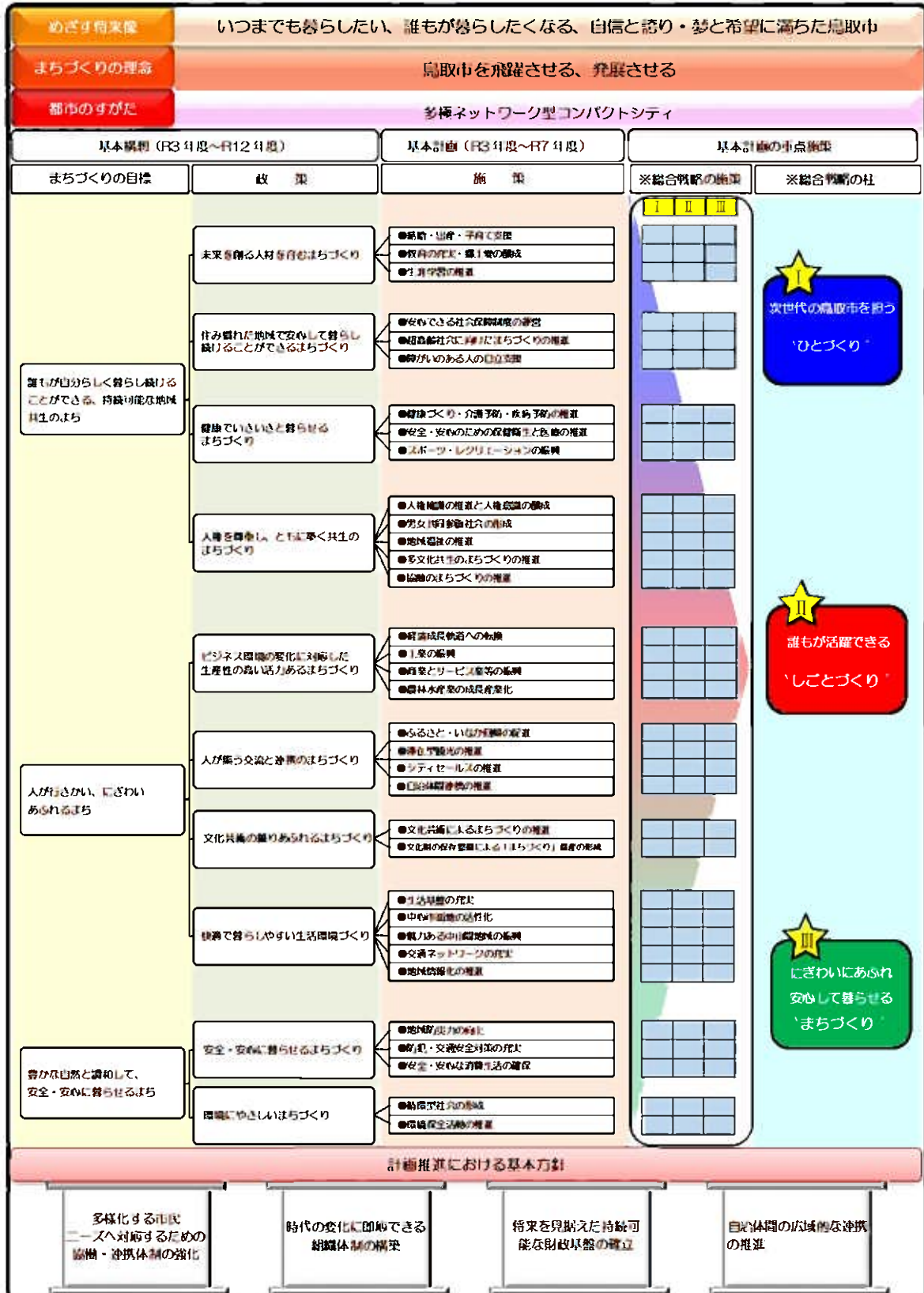
市民が互いに協力し合い、防災・防犯対策や安全な消費生活の確保など暮らしの安全を守る取組みを進めます。

政策2：環境にやさしいまちづくり

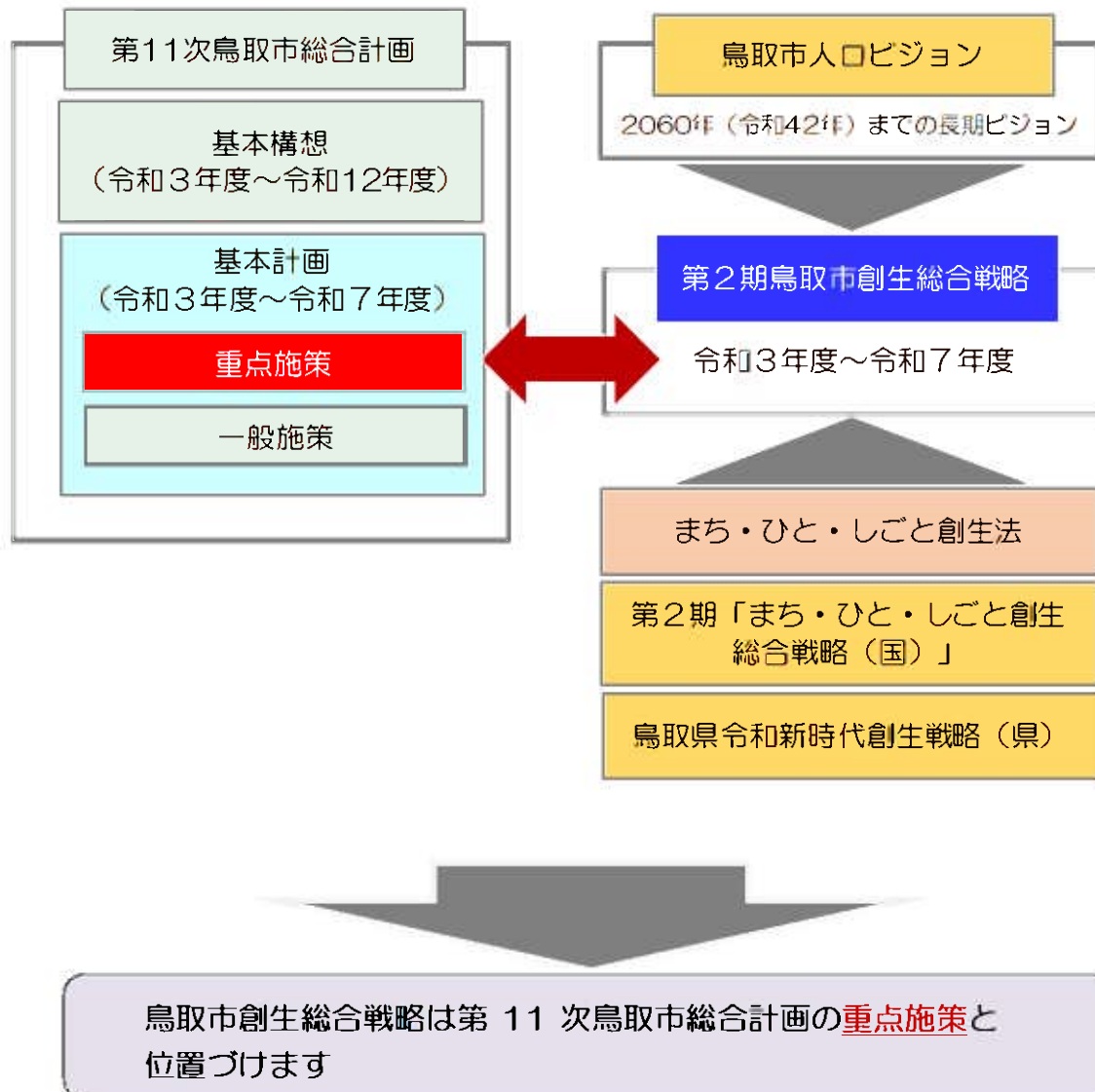
自然環境の保全や循環型社会の構築を進め、快適で利便性の高い住み良い生活空間を実現します。

第6節 第11次鳥取市総合計画の体系

基本構想に掲げる「まちづくりの目標」や「政策」、基本計画に掲げる「施策」、重点施策として取り組む「鳥取市創生総合戦略」の全体像を示すものです。



第7節 第11次鳥取市総合計画と第2期鳥取市創生総合戦略



第6章 都市のすがた

「まちづくりの目標」を実現していくためには、市民生活を支える都市機能を維持・充実していくことが重要です。

既に高度な都市機能が集積している中心市街地を「中心拠点」、総合支所周辺などを「地域生活拠点」と位置づけ、各拠点を公共交通ネットワークで有機的に結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ²⁰」の実現を目指します。

1 中心市街地（中心拠点）

中心市街地は、市域の中心として、行政、商業、医療、福祉、交通、教育、文化などの都市機能の集積と、にぎわいと活気ある山陰東部圏域の中核市として求心力を高めていく重要な拠点です。

市域内外の人々が活発に交流し、魅力とにぎわいのある中心市街地の維持・充実を図るため、行政中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高次都市機能の集積と長期的な視点に基づく居住の促進を図ります。

2 地域生活拠点²¹

国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷地域の中心部をはじめ、各地域の中心的役割を担っている地区は、市民の日常生活を支える重要な拠点です。

安心して暮らせる地域生活拠点とするため、日々の暮らしに不可欠な近隣商業、地域交通、医療・福祉等の機能の充実・強化を図るとともに、長期的な視点に基づく居住の促進を図ります。

3 その他の地域

(1) 市街地

高速交通ネットワークの整備が進む中、持続的成長を確保していくためには、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を進めながら、産業基盤や観光基盤等の充実についても、適切な対応を図る必要があります。

周辺との調和に留意しながら計画的に、より一層の土地の有効活用を進めます。

(2) 中山間地域

²⁰ 多極ネットワーク型：いわゆる一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地や複数の生活拠点において、医療・福祉、商業の各施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、ネットワーク化された公共交通により各施設に容易にアクセスできるなど、日常生活に必要な各種サービスが住まい等の身近に存在する都市形態。

²¹ 地域生活拠点：駅や総合支所周辺など、地域の中心的役割を担う地区として、行政支所機能、診療所、食品スーパー等の日常生活に不可欠な生活サービス施設等が集積する地区。

本市面積の92%を占め、恵まれた自然環境を有する中山間地域は、居住や農林水産業の生産の場、観光・レクリエーションの場のみならず、災害防止や水源かん養などの多くの役割を担っています。

自立した地域コミュニティを維持するための移住定住の促進や農業生産力の強化、地域の大部分を占める山林・農地が有する機能の維持・保全を進めます。

多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ

